

# 入札説明書

令和8年1月7日

入札執行者

秋田県畜産試験場

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、秋田県財務規則（昭和39年規則第4号。以下「財務規則」という。）等に基づき秋田県が行う入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

### （1）ホイールローダー賃貸借（リース）契約

別紙仕様書に示す内容について入札するものとし、入札金額は1月あたりの賃貸借料とする。

### （2）納入場所

秋田県大仙市神宮寺字海草沼谷地13番地3 秋田県畜産試験場

### （3）賃貸借期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（60ヶ月）

### （4）長期継続契約

当該入札の落札者との間で締結する契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年秋田県条例第9号）に基づく長期継続契約であるため、秋田県は当該契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、当該契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除又は変更することがある。この場合において契約の相手方は、契約の解除又は変更により生じた損害の賠償を秋田県に対し請求することができない。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

### （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

### （2）秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

### （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

### （4）秋田県税を滞納していないこと。

### （5）入札参加資格確認申請書を提出し、本入札への参加資格を有していること。

## 3 設計図書等の交付

入札説明書、仕様書及びその他様式等（以下「設計図書等」という。）については、令和8年1月7日（水）から令和8年1月21日（水）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

#### 4 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、令和8年1月16日（金）午後5時までに秋田県畜産試験場長に書面により行わなければならない。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和8年1月19日（月）までに秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

#### 5 入札参加資格確認申請書の提出等

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

##### (1) 提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書
- ② 商業登記の現在事項証明書の写し（個人にあっては住民票の写し）
- ③ 秋田県税に滞納がない旨の証明書の写し（提出日から3ヶ月以内のもの）
- ④ 納入物品明細書
- ⑤ アフターサービスマネンテナンス体制証明書

##### (2) 提出期間

令和8年1月7日（水）から令和8年1月21日（水）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1項第1号に規定する県の休日を除く。

##### (3) 提出時間

午前9時から午後5時まで

##### (4) 提出場所

郵便番号019-1701 大仙市神宮寺字海草沼谷地13番地3  
秋田県畜産試験場 総務企画室 総務企画チーム（電話番号0187-72-2511）

##### (5) 提出部数 1部

(6) 提出された入札参加資格確認申請書の確認結果については、令和8年1月22日（木）午後3時までに申請者に対して書面により別途通知する。

#### 6 入札書の提出方法等

(1) 入札は、入札者又はその代理人が直接提出することとする。

##### (2) 入札書の様式

別紙に示す様式とする。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」並びに「賃貸借品名」を記載のうえ、提出すること。

#### 7 入札及び開札の日時及び場所

令和8年1月23日（金） 午後1時30分

大仙市神宮寺字海草沼谷地13番地3 秋田県畜産試験場 管理棟2階 研修室

#### 8 開札の方法等

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人の出席のもと行うものとする。なお、代理人が入札を行う場合は、別紙に示す委任状を要する。

(2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を

提示しなければならない。

- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (5) 入札は原則2回を限度とし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。
- (6) 開札に立ち会う場所に持参するもの
  - ・開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）
  - ・再度の入札に使用する印鑑（印影の変化する印鑑を除く）
  - ・委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）

## 9 契約の方法

契約の方法は条件付き一般競争入札とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札者は、見積もった入札金額60ヶ月分の100分の5以上の金額を、開札までに納付しなければならない。ただし、財務規則第160条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 契約保証金

落札者は、見積もった入札金額60ヶ月分の100分の10以上の金額を、契約締結までに納付しなければならない。ただし、財務規則第177条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、入札保証金を契約保証金に充当することもできる。

### (3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金については、次の①又は②の書類を入札参加資格確認申請書等と同時に提出し、審査の結果免除が適当と認められた者。

なお、審査について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

- ① 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- ② 過去2年の間に国又は地方公共団体と当該契約若しくはこれに相当する契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した証（契約書及び支払通知書の写し等）。

イ 契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し

免除が適當と認められた者、又は、上記②の書類審査の結果、入札保証金の免除が適當と認められた者。

ウ 審査資料等提出場所

秋田県畜産試験場 総務企画室 総務企画チーム

1 1 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え及び撤回はできない。

1 2 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

ア 委任状を持参しない代理人のした入札

イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者(免除された者を除く)又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 前各号に定めるほか、入札心得及び説明書等で指示した条件に違反すると認められる入札

1 3 落札者の決定方法

財務規則第159条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

1 4 契約書の要否 要

1 5 支払条件

秋田県が行う検査に合格した後、適法な支払請求書に基づいて支払う。

1 6 その他

(1) 仕様書の中で、確認書類等の提出を求められている場合は、その指示に従うこと。

(2) 入札保証金の納付手続きまたはその免除を受ける手続きがなされない場合は入札に参加しないものと見なす。

1 7 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

1 8 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

秋田県畜産試験場 総務企画室 総務企画チーム (電話 0187-72-2511)

(FAX 0187-72-4371)